

第7回宮城県観光振興財源検討会議

日 時 令和元年11月20日（水曜日）
午前10時から正午まで
場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

1 開会

観光課 川部課長補佐

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第7回宮城県観光振興財源検討会議を開会いたします。開会に当たりまして、経済商工観光部長の鈴木秀人より、ご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

経済商工観光部 鈴木部長

「第7回宮城県観光振興財源検討会議」の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、感謝申し上げます。

また、日頃から、本県の観光行政をはじめとした県政の推進に御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして、改めて、御礼申し上げます。

さて、この検討会議ですが、今後も継続した観光振興施策の展開を図るため、その財源検討の必要性などについて御議論をいただくことを目的に、昨年10月に開催された第1回検討会議以降、これまで6回にわたり会議を開催してきたところです。

約1年間に及ぶ会議では、観光・経済関係団体及びホテル・旅館・交通等の事業者や市町村の皆様から、観光振興に向けて必要な施策に関してヒアリングを実施し、そこから見えてきた課題等を整理して、観光振興施策の今後の方向性や事業規模のほか、観光振興財源の比較検討などについて、御議論をいただいております。

本日の会議では、3件の議事を予定しております。1件目は、「第6回会議でいただいた御意見等について」、2件目は、前回の会議で御承認いただき、事務局で実施いたしました「財源確保の在り方に関する関係者からの意見聴取について」、3件目は、「財源確保の在り方の検討について」となっております。委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。

長時間となりますが、委員の皆様には、改めて、御協力をお願い申し上げます。私の挨拶といたします。

本日は、最後まで、どうぞよろしく願いいたします。

観光課 川部課長補佐

本会議の定足数は半数以上となっておりますが、本日は、委員10名に対し、8名の出席をいただいております。委員の半数以上の出席を満たしておりますことから、観光振興財源検討会議条例第4条第2項の規定により、本日の会議は、有効に成立していることをご報告いたします。

本日の議事及び配布資料の確認をさせていただきます。議事は、次第のとおり3件を予定しております。

配布資料は、次第、委員名簿、座席表、資料1「第6回会議でいただいた御意見等につい

て」、資料2「財源確保の在り方に関する関係者からの意見聴取」、資料3-1「観光振興施策の事業規模(案)」、資料3-2「観光振興施策の財源活用イメージ(案)」、資料3-3「観光振興財源の制度設計(案)」となっております。資料の不足等がありましたら、職員にお申し付けください。

また、ご発言される際は、職員がマイクをお持ちしますので、マイクを使用して、ご発言願います。

観光振興財源検討会議条例第4条第1項の規定により、会長が議長となって議事を進行することとなっておりますので、ここからの議事進行は、田中会長をお願いいたします。

3 議事

田中会長

田中でございます。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。

その前に確認ですが、本会議は情報公開条例第19条の規定に基づき、平成30年10月31日の第1回の会議において、一部非公開と決定しております。したがって、委員の発言時においては、傍聴人及び報道機関の方に退出していただきます。本日は、議事(1)の説明部分までとなりますので、皆様ご承知おき願います。

(1) 第6回会議でいただいた御意見等について

田中会長

それでは早速、次第に従い議事を進行させていただきます。議事(1)「第6回会議でいただいた御意見等について」事務局から説明をお願いします。

観光課 佐藤課長

それでは、私から、議事(1)「第6回会議でいただいた御意見等について」ご説明させていただきます。まず、資料1をご覧ください。

こちらは、第6回会議において、観光振興施策の方向性に基づく事業規模や、観光振興財源の比較検討について、委員の皆様からいただいたご意見のうち、主な意見についてまとめたものです。

まず、観光振興施策の事業規模に関する主な意見としましては、上から一つ目、そもそもこの会議で観光振興財源を検討しているのは、今まで国の交付金等を活用して行ってきた事業が今後実施できなくなる可能性があり、その事業の公的な優先度やいろいろな層の人々の生活にマイナス影響があるということで、検討が必要だと認識している。

上から二つ目、先日、ある旅行ガイドブックのおすすめ旅行先のランキングで、世界の10地域で東北が3位になった。豊かな自然や祭りなどの文化遺産、食の魅力とおもてなしなどが理由とのことで、インバウンドに関しては、オール東北という形で取り組んだ方

がよいのではないか。

上から三つ目、訪日外国人宿泊者数の将来イメージで、全国での2030年の目標を2.2億人泊と推計し、全体の6割が地方に宿泊することを前提としているが、前向きに考えた場合に、それを暗に否定するものではないが、土台として踏まえるには懐疑的である。

上から四つ目、デジタルマーケティングという言葉が、資料上では効果的な情報発信にのみ限定的に書かれているが、今の国の動きを見ていると、情報発信はあくまで枝葉の1つ。すべての政策の中心にデジタルテクノロジーがあるような、AI中心の社会にするとよいのではないか。

上から五つ目、シンガポールは、押しも押されもしない観光大国である。国を挙げて人材育成に多くの予算を割いていることも理由の1つだと考えている。観光産業の体制強化に向けて、人材育成にもっと力を入れていくべきだと思う、などといった意見がございました。

次に観光振興財源の比較検討に関する主な意見としましては、上から一つ目、宮城県として検討するとしたら、宿泊税という形になると思う。東北では、まだどこも取り組んでいないものに最初に取り組むわけだから、慎重さが求められる。魅力ある宮城県になればよいが、税金だけ先走りすると、競争力が弱まらないかという懸念もある。

上から二つ目、世界に目を転じると、いわゆる観光公害、観光のSDGsが国連等でも謳われている。受益者たる旅行者が負担すべきというのが国際潮流なので、ぜひ推進するとよい。費用対効果や見える化が重要で、観光客と住民の満足度を上げる必要がある。

上から三つ目、新たな財源を確保する場合は、安定性や継続性のほかに、支払っている人たちの納得性も重要になる。宮城でこういうものを享受でき、こういう財源に使われているなら払いたいというようなものがもし模索できるのであれば、そういう視点も入れてみた方がよい、などといった意見がございました。そのほかにも資料に記載のとおり多くの貴重なご意見をいただいております。議事(1)の説明は以上でございます。

田中会長

ありがとうございました。それでは、先程ご説明しましたとおり、傍聴の方及び報道機関の方々はここで退出いただきます。退出をお願いいたします。

【傍聴人・報道機関退出】

(以下、非公開につき議事概要のみ掲載)

- 今、事務局から説明があった内容について、追加で意見や質問があればお願いしたい。

委員

- 自分の前回の発言に1点補足すると、東京都・大阪府・金沢市・京都市と、宮城県は少し意味合いが違ってくるという点だが、他都市を見るとやはり、オーバーツーリズム対応が主なところと感じている。宮城県では宿泊税を財源に交流人口を高めるというのが目的なので、他都市とはちょっと意味合いが違うと感じている。
- 仙台市との財源の関係がよく分からないとも申し上げたが、仙台市には宿泊施設が多く存在し、そこに宿泊税をかけた場合、その財源全てを宮城県で使うことができるのかどうか決まっていれば教えていただきたい。

会長

- 事務局から回答をお願いしたい。

事務局

- 仙台市に限らず、市町村・事業者・国と連携し取り組む必要があると考えており、今後とも市町村等の声を聞きながら、観光振興を図って参りたい。

(2) 財源確保の在り方に関する関係者からの意見聴取について

会長

- 議事(2)「財源確保の在り方に関する関係者からの意見聴取について」事務局から説明をお願いします。

事務局

- 議事(2)「財源確保の在り方に関する関係者からの意見聴取について」を説明させていただく。
- 資料2の1ページをご覧いただきたい。財源確保の在り方に関する関係者からの意見聴取を、事務局で実施した。対象者は、第2回から第4回の会議において、観光振興施策への取組に関するヒアリングを行った、20事業者を選定しており、その理由としては、「地域の観光への取組や関係性が深い自治体、団体、事業者等であり、観光関連産業を代表する方々が多いこと」などといった点で、より意義のある内容になることが想定されたためである。
- ヒアリングのポイントとしては、「観光振興施策の今後の取組や新たな財源の使途について」や「新たな財源の確保策について」を中心に聞き取りを行い、今後取り組むべき課題や関係機関同士での連携、市町村や事業者に対する支援など、様々なご意見を頂戴した。
- 主な意見については、2ページから7ページまで記載のとおり。
- いただいた意見をまとめると、観光・経済関係や交通関係の事業者からは、新たな財源

の確保策において、総じて積極的な意見が多くあった。一方で、宿泊関係の事業者からは、財源確保策に関しては、厳しい意見が多くあったが、今後に向けては財源の使途次第で、観光振興のために見える形で施策を実施してほしいという意見もあった。

- 今後取り組むべき観光振興施策については、こういった意見も反映させながら、宮城を訪れていただいた観光客や、関係する事業者にも、その効果を実感していただけるよう取り組んで参りたい。以上、議事（２）に関し、ご意見を委員から頂戴したい。

会長

- 事務局から説明があった内容について、委員から質問や意見等があればお願いしたい。

委員

- 令和元年度当初予算で、宮城県が観光事業に、交付金や基金を含めて２４億円を計上していた中に、市町村の観光振興財源になる部分、或いは県から市町村に対する補助も含めて２４億円ということなのか、その割合も含め教えていただきたい。
- 説明いただいている事業の取組内容の中に、市町村の部分はあまり網羅されていないように見えるので、それがどのように関係してくるのか教えていただきたい。

事務局

- 手元に正確な数字がないが、２４億円の中にも一部、市町村へ補助金等により交付しているものがある。また、県を通し手続き等を行い、国から市町村へ交付されている東北観光復興対策交付金もある。

委員

- 現在、提示いただいている、今後の事業展開についても同様に含まれるということなのか、その割合がわかれば教えていただきたい。

事務局

- 先ほどの東北観光復興対策交付金については、令和元年度ベースで、市町村合計で３億３，０００万円が交付されている。
- 新たな観光振興財源を活用した今後の事業展開については、県だけではなく、市町村や事業者等とも連携しながら進めて参りたい。

委員

- ツーリズムの一番コアの部分に宿泊業者や土産物業者、交通事業者がいて、その周りに関連団体として行政や経済団体、一番外側に関連産業としてメディアなど、三層構造になっていると思う。

- 宿泊者から税金を徴収するというのは、一番コアの部分だけをピンポイントにした考え方だが、観光客としては、宿泊者以外にも日帰りの方やインバウンドの方もいるので、例えばホテルや旅館等だけに税金の徴収をお願いするだけではなく、日帰りの方などからも少しずつでも税金を徴収するような工夫も必要だと思う。
- 例えばバルセロナやウィーンでは、カルテという交通カードを発行しており、これは公共交通を安く利用させて、同時に博物館等も安く利用することができる。
- 例えば、公共交通や宿泊先とで連携を取り割引の共通のカードを作って、日帰りの方からも、利用料金と一緒に割引感も残しつつ税金も徴収するといった工夫も中長期的に考えていかないといけない。
- インバウンドについては、税の目的化を進めていき、インバウンドだけに重点投資を行えるような仕組み作りを進めていき、先程の三層構造の方々ともカルテなどの利用を通じて連携を取るといった、重層的な税の体系についても考えてはどうか。

事務局

- 「納税義務者」等の制度設計に係る部分については、議事（3）で説明させていただきたい。

委員

- 実際に宿泊客から税金の徴収を行うことになる宿泊施設が、かなり厳しい意見を出していると思うが、立場的に相当な危機感を持っているのだと思う。
- 資料にも記載されているが、宿泊だけの狙い撃ちという言い方が適切か疑問もあるが、観光の財源であれば、宿泊客に限らず検討できればなお良いのではないか。
- 先に委員が言われたように、既に導入している自治体は宮城県と状況が違い、どちらかといえばホテルが多く、温泉旅館が少ないと思うが、温泉地では入湯税等の既に徴収している税もあり、さらに宿泊税となると金額の大小ではなく、窓口業務が困難になる等の危機感を持っていると思う。

（3）財源確保の在り方の検討について

会長

- 議事（3）「財源確保の在り方の検討について」事務局から説明をお願いします。

事務局

- 議事（3）「財源確保の在り方の検討について」を説明させていただく。
- 資料3-1をご覧ください。前回の会議でも資料としていた、「観光振興施策の事業規模（案）」について、観光事業者や市町村等への支援策も検討するという部分を改めて示したことと、施策の方向性4「観光産業の体制強化」において、SDGsの取組に関

する部分を追加した。

- 資料3-2をご覧ください。前回の会議でも資料としていた、「観光振興施策の財源活用イメージ(案)」について、新たな観光振興財源を活用し施策を実施するうえで、事業の効果等を見据えて取り組むための視点を追加した。
- 資料3-3の1ページをご覧ください。「1 観光振興財源の確保策」の「(1) 財源確保策」について、新たな観光振興財源になり得る選択肢として、「地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金」の6つの手法があり、各手法の内容や収入の規模、継続性及び安定性、受益と負担などについて、比較検討すると、一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保するためには、地方税という選択肢が考えられる。
- これらを踏まえた、「財源確保策(案)」については、観光振興施策に計画的に取り組むためには、一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保することが必要であり、観光振興財源の確保策としては「地方税」が最も有効で、観光振興を図る施策に要する費用に充てるために課する「法定外目的税」が適当であり、観光振興財源の負担については、「観光客」を対象とすることが適当であると整理した。
- その考え方としては、記載のとおりである。なお、ビジネス目的で訪れた旅行者についても、行政サービスの受益を享受していることから、「観光客」に含めるものとする。
- 2ページをご覧ください。「(2) 対象となる観光行動」について、観光行動の比較検討については、表に記載のとおりであり、これらの検討を踏まえた「対象となる観光行動(案)」については、「課税の対象となる観光行動は宿泊行為が適当である。」と整理した。
- 3ページをご覧ください。「2 納税義務者」について、他自治体事例の納税義務者については、表に記載のとおりであり、これらの事例を踏まえた「納税義務者(案)」としては、「宮城県内に所在するホテル、旅館、簡易宿所及び民泊施設に宿泊する者とする。」と整理した。
- 4ページをご覧ください。「3 免税点」について、他自治体事例の免税点については、表に記載のとおりであり、これらの事例を踏まえた「免税点(案)」としては、「免税点は設けない。」と整理した。
- 5ページをご覧ください。「4 課税免除」について、他自治体事例の課税免除については、表に記載のとおりであり、これらの事例を踏まえた「課税免除(案)」としては、「課税免除は設けない。」と整理した。
- 6ページをご覧ください。「5 税率」について、実際に納税義務者となることが想定される宿泊者から、いくらを徴収するのかという内容になるが、今後実施すべき事業費との兼ね合いもあり、この会議の中で結論を出し、答申に盛り込むのは困難だと考えており、ここでは事務局の案として様々なシミュレーションを提示させていただく。
- 他自治体事例の税率については、表に記載のとおりであり、これらの事例を踏まえた「税率区分(案)」としては、2つあり、A案「税率区分は設けず、定額の税率を設定す

る。」、B案「税率区分を設けて、宿泊料金に応じた税率を設定する。」と整理した。

- 7ページをご覧いただきたい。同じく税率の案として、あくまでもシミュレーションではあるが、先ほどのA案の税率区分を設けない場合と仮定して、表に記載のとおり、他自治体事例の税率の範囲内で、5つの案を提示している。また、参考として、税込等の試算も表に記載のとおり整理した。
- 8ページをご覧いただきたい。「6 徴収方法」について、他自治体事例の徴収方法については、表に記載のとおりであり、これらの事例を踏まえた「徴収方法(案)」としては、「徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者とする。」と整理した。
- 9ページをご覧いただきたい。「7 申告・納税方法」について、他自治体事例の申告・納税方法については、表に記載のとおりであり、これらの事例を踏まえた「申告・納税方法(案)」としては、「特別徴収義務者は、前々月の初日から当月末日までの間(3か月間)に徴収した税について、翌月の末日までに管轄の県税事務所へ申告・納入しなければならない。」と整理した。
- 10ページをご覧いただきたい。「8 制度の在り方の検討」について、他自治体事例の税制度の在り方についての検討規定は、表に記載のとおりであり、これらの事例を踏まえた「制度の在り方の検討(案)」としては、「課税期間は5年間とし、5年ごとに慎重に検討する。」と整理した。以上、議事(3)に関し、ご意見を委員から頂戴したい。

会長

- 議事(3)に関しては、非常に重要な論点でもあるので、全委員から意見等を頂戴したいので、よろしくお願ひしたい。

委員

- 資料3-1について、先程も同様の質問をしたが、今後の事業展開について市町村に対する交付金等も含まれた上での議論なのかどうか確認したい。

事務局

- 観光事業者や市町村等への支援策も検討していくとしているので、そういった部分も踏まえて検討して参りたい。

委員

- 「税率」については、宿泊料金に応じて徴収する税額を切り換えるという、他の都道府県や市町村でも実施している部分について、宿泊料金から食事代は除くとなっているが、ホテルなどは、朝食は含まれるが、夕食は宿泊料金からは除外されている。一方で、温泉旅館は色々な形態があると思うが、1泊2食のケースが多く宿泊料金の判断が難しくなる。ホテルでは宿泊客がレストランを使って夕食を食べ、それは別精算といったパターン

があると税の公平性が揺らぐ印象を強く受ける。

- その観点を含めて、6 ページにある税率区分の案は、A案よりB案の方がすっきりすると前回も申し上げたが、税率区分を設けることには、より慎重な検討が必要と思われる。一方で、宮城県下の宿泊施設においても、特にハイシーズンでは従来では考えられない位の高単価で宿泊料金を動かしている施設も散見されるので、額ではなく、率での徴収方法を考えることも検討に値すると考える。

会長

- 他の自治体の中で、例えば1万円以上とか設定する際には、食事代等が含まれるのかどうか、これは制度設計の考え方の問題なので、他の自治体ではどうしているか分かれば、事務局から回答願いたい。

事務局

- 他県等の事例を見ると、食事代等を除いた、素泊まり料金としている。

会長

- 段階的な料金設定も定額の場合も、宿泊料金については、現時点ではいわゆる素泊まりの料金として考えるということである。次の委員、お願いしたい。

委員

- 資料3-2の財源活用のイメージとして、継続事業と新規事業を分かり易く広報することは極めて重要で、国が、国際観光旅客税を導入した時の使途に関する基本方針がシンプルにまとめられており、考え方のヒントがあると思うので提案したい。
- 記載されている方針は3点あり、1点目は「ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備」、受け入れ環境整備をストレスフリーに受益者負担、旅行者目線で実施するということ。2点目は「我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化」、つまり宮城県等の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、これはプロモーションを新しい手法で実施するということ。3点目は「地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上」、観光資源等の磨き上げを実施するということである。
- 次に、財源を充当する施策の考え方は、既存施策の財源の穴埋めではなく、1つ目は「受益と負担の関係から、負担者の納得が得られること」、これは今回は旅行者になると思う。
- 2つ目は「先進性が高く、費用対効果が高い取り組みであること」、これは宮城県も打ち出しており、資料3-2にあるEBPMであるとか、効果の可視化であるとか、数値目標を設定し、科学的マーケティングができること。
- 3つ目は「地方創生を始めとする我が国が直面する重要な施策、政策課題に合致すること」、これは、宮城が震災からの復興だけではなく、未来に向けて重要な施策に資する財

源とする、といったものを明確に打ち出してはどうか。

- 資料3-1の施策の事業規模について、新しい財源を活用する上では「効果的な情報発信」、これを優先的に実施することを提案したい。理由は、現在、国の政策では、国際観光旅客税では地方の磨き上げと受入環境整備に重点的に支援を行い、いわゆるプロモーションは支援しないという方向性がより明確に示されている。
- 世界に選ばれるためには、知られていないと、東京から京都の方に行ってしまう、東北の方には行かない。東北の拠点地域はまさに仙台空港もある宮城県であり、東北の核としてしっかり目を向けてもらうために情報発信が必要である。ただし、そこに国の支援が得られないということであれば、他の施策も重要だと思うが、新たな財源でこの「効果的な情報発信」を、優先的に実施すると良いのではないか。
- 宮城県のことは自らしっかりとプロモーションをしないと、誰もやってくれないということになるので、「効果的な情報発信」で先駆性があるようなやり方をしっかり行うことで、合意形成を図っていくことが重要ではないかと思う。
- 観光資源の磨き上げや環境整備については、国際観光旅客税を原資とした、国からの支援が今後も得られると思うので、新しい財源を特にどこに使っていくのか、制度設計の前に方針を明確に打ち出していくと良いのではないか。

会長

- 次の委員、お願いしたい。

委員

- 資料3-1の、現時点で考えている事業規模が、最低でも35億円、最大で45億円なので、7ページのD案かE案が想定される。
- 県民に対してもそういう情報を公開していくのは大切であるが、宿泊事業者が特別徴収義務者となれば、事業者に向けた対応もこれから必要になってくると思うので、しっかりと対応した方がよい。

会長

- 次の委員、お願いしたい。

委員

- 先に委員が言われたように、観光振興財源がどのような使途となるか分かるように基本方針の柱をしっかり立てて、オープンにすることが、一番重要であり、それに基づいて制度設計がしっかりあるという順番の方が、納得していただくための資料として重要だと思う。
- 宿泊税を導入している地域では、特にインバウンドの増加によって、オーバーツーリズム

ムや観光公害などが出てきており、宿泊税の使途は、地域に暮らしている方々の生活面での不便が生じたときにカバーしたり、また、一方では旅行者の快適な旅行のためのインフラ整備であるとか、そういった二面性があると思う。

- 宮城県は、オーバーツーリズムという部分では、まだ、そのような状況にないと思うので、やはり、観光客が満足して快適に旅行できるような、インフラを整えていく部分を、宿泊税導入の理由として大きく打ち出すべきだと思う。
- 資料3-3において、行政サービスの受益の程度という表現があるが、観光客が享受する行政サービスの受益というのは、具体的にはどういったものか。
- 宮城県の観光客入込数のうち、宿泊者数は15%くらいだと思うが、その方々に対してと、その他の85%の日帰り客に対しての、宮城県を訪れることに対する負担に関して、どういう考え方を持っているのか確認したい。
- 宮城県に来たら、税を徴収されても、納得して観光振興のために協力しているというような意識を持っていただける表現の仕方、具体性といった部分は必要だと思う。
- 徴収方法について、宿泊事業者が特別徴収義務者となれば、事務作業等の手間がかかるので、今は人手不足等により、様々な効率化を考えているところで、宿泊事業者の方々がどう受けとめるか考える必要がある。

会長

- 次の委員、お願いしたい。

委員

- 資料3-3において、県としては、観光は一種の経済振興策だと思うが、先に委員が言われたように、この行政サービスの提供を享受しているから、課税するという説明は分かりにくいし、納得されないのではないか。
- 新たな財源の使途については、宿泊旅行者にも、県民にも、事業者にとっても本当に納得できるものでないと、なかなか難しいのではと思う。宿泊者にピンポイントで課税することだが、技術的に他の方法で課税するというのも難しいというのも分かるが、もし宿泊税ということで進むのであれば、かなり低額とか低率、そこから入っていくしかないのではと思う。

会長

- 次の委員、お願いしたい。

委員

- マーケティングの発想から、税の確保額に関する積算根拠に1,000万人泊は、今後仮に5年間で見直していくとしても、根拠として大丈夫か、少し慎重な方が良いのではと

思う。

- ホテルや旅館は、震災を契機に減少していて、民宿の経営は正確に把握できているわけではないが、かなり厳しい状況なのではないか。そうすると、キャパの問題として、1,000万人泊を本当にキープできるのか少し心配である。
- 資料3-3の6ページ、税率について、仮に1,000万人泊で、B案とした場合で、500円に設定すると、他県との競合により、諦めて他県に行ってしまうこともあるのではないかと。個人でホテル等を予約する場合は、100円の差でも影響があると思う。そういったことを考えると、いくつかシミュレーションをしておいた方がよいと思う。
- 使途として心配なのは、税の使われ方の硬直化であり、権利化や前年度実績という形で固定化されてしまうと、新しいところに予算を配分しなくなった場合に備えて、柔軟な制度上の仕組みも考えておくことよい。
- つまり観光というのは、1年後には全然違うキーワードで動いている場合も想定される。そのため、今までのような発想ではなく、もっと柔軟な発想が必要となる。

会長

- 次の委員、お願いしたい。

委員

- 資料3-3の2ページ、観光行動の比較検討において、宿泊は「観光行動として明確」、ところが飲食は「住民の日常利用との区別が困難」となっているが、例えば、県内のある温泉地では、県内からの宿泊客の割合が年間半分ぐらいで、忘年会目的の宿泊も多く、どちらかと言えば飲食店との競合が多い部分があるので、宿泊行為が観光行動として明確ということで、課税対象とするのは問題もあるかと思う。
- 資料3-3の6ページ、B案などはホテルと旅館では、ルームチャージと1泊2食という、同じ宿泊でも形態が違っている部分で、旅館も、泊食分離ではないが、宿泊料金や食事代の調整により、少しでも税額を低くするといった発想が出てこないか懸念がある。
- 20年程前まで特別地方消費税があったが、宿泊協会の反対で廃止になったという経緯があり、またそういう動きが出てくる可能性もあるのではないかと懸念がある。
- 宮城の場合、今後、宿泊料金が上がっていき、宿泊税という形をとらなくても、企画力が上がればいいが、その要素があまり見られないので危惧するところではある。ただし、宮城県が魅力ある観光地になるのには是非とも協力したいと思っており、最初が肝心だと思うので、慎重に検討を進めてほしい。

委員

- 基本的な考え方に関して、例えば観光振興財源の事業を行い、その財源の手立てを考える場合、3つの要素があり、それらのバランスが取れているかが問題となる。

- 1つ目は、どういう使途にするのか、つまり優先順位を決めて、公的な事業として必要といえる事業をまず設定する。2つ目は、その事業を実施するための財源は、どれぐらい必要か規模を決める。3つ目は、その財源の規模を仮に今回のように税で負担するならば、その納税義務者、それを負担する人や、場合によっては徴収する人にとって、必要以上の強い負担感はない方がいいといった点である。
- つまり、使途と財源とそれを徴収する際の、負担感等も含めた3つのバランスの上に成り立つといえるので、そのバランスを取るというのが重要だと思う。
- 例えば税として制度を作っていこうとする場合、担税力という議論はよくするが、つまり税は、何のためかという、受益があるから負担するという、いわば市場の論理とは全く違う。
- 社会にとって必要なものの優先順位を決めて、その使途に対して、負担する側が公平にどう負担するか、そうなる前提としては、担税力がないといけない、あるいは公平の意味は色々あるが、公平じゃないといけないという税の論理が入ってくる。
- 宮城県が今作ろうとしている制度は、例えば観光客等で宮城県を訪れる人が、受益があるから負担してもらおうというよりは、宮城県にとって新たな行政需要というか、宮城県が行政として行わなければならない仕事が増えてくるので、その増えてきた仕事の財政負担を、宮城県内の人には、全てを負わせられない。そういう性格があるので、観光振興という要素も合わせて、負担を求めようとするものである。
- そういった点では、受益があるということだけでは、説明が付きにくい。そうすると、税として取り組んでいくとするならば、税とはどういうものかといった議論を避けることはできないと思う。
- 税という点で言えば、他県等で導入している宿泊税、或いは入湯税は、消費税とは全く違うものである。
- 何が違うのかというと、消費税というのは、納税義務者は事業者であり、消費者は消費税相当額を預ける義務があるかということと預ける義務はない。では、事業者は消費税相当額を預かる義務があるかということとそれもない。
- 入湯税の納税義務者は、温泉地の旅館への宿泊者等だが、宿泊者等が直接その市町村に、納税するのは余りにも不便なので、たまたま便宜のある旅館やホテルの経営者等に、徴収義務を課している。
- 例えば、東京都とか大阪府に行って、宿泊税を払う場合は、宿泊料金にこっそりと含まれているかということとそれは含まれていないはずで、納税義務者は宿泊した人そのもので、一定のラインを超えれば「あなたは納税義務者で、私は徴収義務を負っているので、100円をください。」というふうに明示をする必要がある。
- 例えば平均して、3万円ぐらいを消費する場合、それぐらいの消費能力のある人であれば、その地域の、例えば衛生施設の整備等を、その温泉地域にある市町村の財源を応援するという観点から負担してもらい、税の世界では背後に消費能力があるというのが、これ

が正当化根拠になってくるので、そういった意識で制度設計をする必要があると思う。

- 実は担税力といっても、例えば入湯税でいうと、1泊5,000円であろうと、1万円であろうと10万円であろうと、税額は同額である。ごく簡単に制度の観点からすれば、宿泊税はその考え方が2つある。
- まず1つは、入湯税と同じように、基本的には、どのくらいの数値で、標準的に負担してもらおうか。宿泊料金を払える人は、その分だけは、それなりに財布が豊かなので、少しプラスして払ってもらいましょうと、こういう組み立てになる。もう1つは、宿泊料金に対するパーセンテージで徴収する。これは、1回の支払い能力に注目した方法である。
- 本日、このように事務局がシンプルかつ正確に整理をしていただいたので、この資料は極めて貴重だと思うが、もし税として作る場合には、理屈を整理しなければならないと思う。
- 全委員から意見を頂戴したが、現時点で事務局の方からこういった意見を参考にしながら、再度1週間後までに詰めていくという作業になるかと思うが、現時点で何か意見等があればお願いしたい。

事務局

- 委員の皆様から様々なご意見を頂戴したので、今後に向けて資料等を整理して参りたい。また、それらを踏まえ、次回の会議ではパブリックコメントに向けた、とりまとめ案について議論いただきたい。

委員

- 次回までに1件質問した部分、宿泊者が享受する行政サービスの受益、行政サービスとは具体的にどういったものを想定しているかを教えてほしい。

委員

- 宿泊税を導入する際にどれくらいが適正なのか考えた場合、マイナスのインパクトはどれくらいあるかといえば、国際的に実はほとんどなく、1,000円でもマイナスになることはなかったと聞いている。
- 一方で、宮城県は県内需要に支えられてきており、ターゲットは外国の方ではない。その辺りのシミュレーションが、京都市等とも違うところだと思うので、どれくらいが適正なのかあまり前例がないと思う。
- 1,000円くらいまでは問題ないと個人的には思うが、税額を決める際には、合意形成する時に役に立つデータに基づいて、そこも判断をするということが重要だと思う。

委員

- 他の委員からマーケティングの話もあったが、インバウンドの需要が、東北宮城が果た

してどれだけ恩恵を受けているのか、全国と比較すれば、ようやくその芽が出始めたような状況で、その辺をあまり考えなくてもいいと思う反面、非常に変化しやすい極めて水物の要素がある国際情勢の影響でも大きく変動しやすい側面がある。

- また、台風19号等により、県内の宿泊産業はダメージを受けており、宿泊者数が下振れをして、想定していた売り上げの多くを失わざるを得なかったり、施設そのものにダメージを受けた事業者もいるなどの側面もある。
- そのような観光の脆弱性を考えたときに、宿泊税による観光振興財源だけではなく、今後とも宮城県が一般会計から、観光振興に対して2頭立てで、取組というものを支えていくという点も含め、中途半端な議論にならないようお願いしたい。

事務局

- 観光振興については、もちろん2頭立てで、しっかりと取り組んで参りたい。
- 台風19号については、紅葉の時期にも重なり大きなダメージとなってしまった。また、被害の報道がある一方で、回復していく部分はなかなか報道されず、観光への影響が懸念されるので、そういった部分が払拭されるよう取り組む必要がある。

会長

- 本日、予定していた議事は、これで終了させていただく。進行を事務局にお返りする。

4 その他

観光課 川部課長補佐

田中会長ありがとうございました。次第4「その他」として、委員の皆様から何かございますか。

事務局から、次回の会議日程についてお知らせいたします。次回は、11月29日（金）午前10時からとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

5 閉会

観光課 川部課長補佐

以上をもちまして、第7回宮城県観光振興財源検討会議を閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。